

1. 総論

(1) 学校施設の役割

① 子供たちの学習・生活の場

- ・学校施設は、子供たちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を存分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする必要がある。
- ・さらに、地球温暖化等の環境問題に対応するため、環境を考慮した学校施設であるエコスクール化を推進することや、教育内容・方法等の変化、教育の情報化、バリアフリー化等の様々な社会的要請に適切に対応するため、教育環境の質的向上を図ることが求められる。

② 地域コミュニティや防災の拠点

- ・学校施設は、地域住民にとって最も身近な施設であり、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として、また、地震等の非常災害時には避難所としても重要な役割を担っているため、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設との連携の推進や防災機能の強化を図る必要がある。
- ・また、学校が社会全体で子供たちの学びを支援する場となり、地域の振興・再生にも貢献するコミュニティの拠点としての役割を果たすよう、地域の実情に応じ、学校施設と他の公共施設等の複合化を進めていくことも有効である。

(2) 老朽化対策の基本的な考え方

① 計画的整備

- ・今後、老朽化した施設が更に増加する中、将来の財政状況も見通しつつ、安全性を最優先として、計画的に整備を進める必要がある。
- ・施設の劣化に伴い、点検や修繕等に要する技術が高コスト化するとともに、改修の範囲の拡大により費用は増加する。そのため、従来のような、施設に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換を目指すことが求められる。
- ・このため、学校施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを適切に把握するとともに、把握したデータを元に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう、改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備することが必要である。

② 長寿命化

(耐用年数)

- ・学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、おおむね42年となっているが、実際の学校施設の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である。

(費用の縮減, 工期の短縮)

- ・長寿命化改修を行うことによって、改築と比較して構造体（柱や梁）の工事が大幅に減少するため、工事費用の縮減や工期の短縮を行うことができる。

(教育環境の確保)

- ・長寿命化改修への転換により、限られた予算でより多くの施設の安全性を確保しつつ、機能の向上を図ることができ、子供たちにとって快適で居心地の良い学習・生活の場を確保することができる。
- ・長寿命化改修の実施に当たっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な計画とすることにより教育環境の質的向上を図るとともに、壁・窓等の断熱性能向上や高効率照明・空調の導入などの省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、防災機能の強化、木材の活用、バリアフリー化など現代の社会的要請に応じた整備を行う「レトロフィット」の視点を取り込むことが重要である。

(環境負荷の低減)

- ・長寿命化改修は構造躯体を再利用するため、改築と比べて廃棄物排出量や二酸化炭素発生量が減少し、大幅に環境負荷が低減する。そのため、地球温暖化をはじめとする環境問題への対応策としても重要である。

③重点化

- ・今後、学校の小規模化に伴う教育上の課題に的確に対応するため、学校の統合を行う場合や、小規模校の存続を図る場合のいずれにおいても、将来の児童生徒数の動向や地域の実情等も見極めつつ、既存ストックを有効活用しながら、効率的かつ効果的な施設の整備を実現していくことが必要である。
- ・その際、教育方法・内容等の変化に適応させることに留意しつつ、余裕教室などの空きスペースの有効活用をより一層進めるとともに、学校施設が地域の核となることも視野に入れながら、地域の実情に応じ、他の文教施設や高齢者福祉施設などの公共施設と複合化・共用化を図るなどの重点的な投資を行っていくことや、施設の転用が見込めない場合には、施設を保有しているだけでも日常的な維持管理のための費用が掛かることから、保有施設のうち不要となった部分を取り壊す「減築」を行うことも考えられる。^{1・2}
- ・なお、少子化に対応した活力ある学校づくりについて、平成27年1月に、文部科学省において「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下、「少子化対応の手引」という。）が取りまとめられている。各地方公共団体においては、少子化対応の手引を踏まえ、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるか総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、地域の実情に合わせて、学校の統合を検討するか、小規模であることの良さを活かしてメリットを抑えつつ小規模校を存続するか等について検討することが期待される。

¹ 文部科学省では、「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」において、学校施設と他の公共施設等との複合化の効果や課題、留意事項等について検討中である。

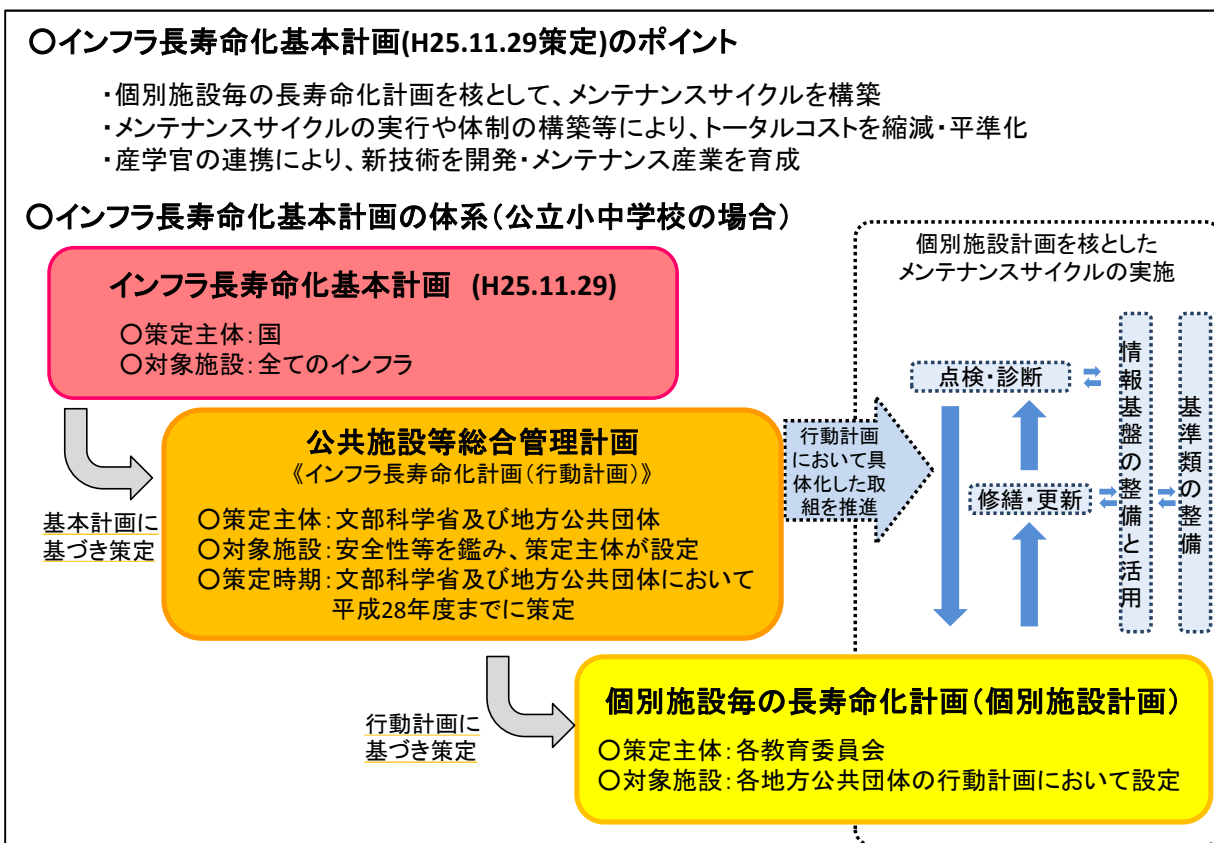
² 「5. 参考資料（2）国庫補助制度等」において、施設の集約化・複合化や転用に係る地方債措置、施設の除却に係る地方債の特例措置等について掲載している。

(3) 学校施設の長寿命化計画とは

- ・平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)において、各インフラの管理者及び当該インフラを所管する国や地方公共団体の各機関は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することとされた。地方公共団体は、このことを踏まえ、域内のインフラ全体における整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)を策定することとなっている。³
- ・さらに、各地方公共団体は、総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされた。このうち、特に、域内の学校施設を対象として、基本的な方針に基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画を、本手引では「学校施設の長寿命化計画」ということとする(図表1)。
- ・文部科学省では、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする地方公共団体に対して施設整備計画の提出を義務づけている。この施設整備計画は、緊急の課題を迅速に進めていく観点から計画期間を3年以内としているが、学校施設の長寿命化計画は中長期的な施設整備の見通しを示すものである。今後、施設整備計画は、学校施設の長寿命化計画に基づくものとなる。
- ・また、「インフラ長寿命化基本計画」においては、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画⁴を策定している場合には、同基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努めることとされており、その際に本手引を活用することも考えられる。

³ 平成26年4月、総務省より各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされた。

⁴ 学校施設整備基本構想(「学校施設整備基本構想の在り方について」(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議,平成25年3月)参照)やそれに基づく年次計画も含まれる。



図表 1 インフラ長寿命化基本計画等の体系 (公立小中学校の場合)

(4) 学校施設の長寿命化計画策定の目的

- ・地方公共団体による学校施設の長寿命化計画策定の主な目的は、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することである。
- ・なお、昭和40年代後半から50年代にかけて建築された公立小中学校施設が多いことを踏まえると、たとえ改築から長寿命化改修への転換を図ったとしても、多くの地方公共団体においては、今後10～20年間に、改修等に多額の費用を要するものと考えられる。各地方公共団体は、策定した長寿命化計画に沿った整備が実施できるよう、当該計画を、地方公共団体全体における中長期的な予算配分戦略の検討につなげていくことが望まれる。

(5) 学校施設の長寿命化計画の検討体制

- ・学校施設の長寿命化計画を検討する際には、学校施設が教育以外の様々な機能を担っていることや、その利用者も、児童生徒、教職員のほか、保護者、地域住民など多岐にわたっていることを踏まえ、幅広い関係者の参画を得ることが重要である。
- ・その際、以下のような幅広い関係者から構成される検討委員会を設置することも考えられる。
 - 教育委員会施設整備担当課，学校教育担当課，社会教育担当課，教育委員
 - 財政部局，地域政策部局，まちづくり部局，建設部局，防災部局等の関係部局
 - 学校教育の専門家，建築の専門家
 - ソフト面の目標や課題に対応したハード面の施策を提案できるコーディネーター的な人材（幅広い業務経験を持つ職員，学校教育に精通した学校建築の専門家）
 - 教職員，保護者，地域住民
- ・また、計画策定の際には、首長も含めた部局間の調整や住民へのパブリックコメント等を通じて十分な共通認識・合意形成を図り、計画の実行性を担保することも重要である。

→p. 38 参考事例：「秦野市公共施設再配置計画」参照

→p. 39 参考事例：「宮崎市学校施設整備基本計画」参照

(6) 計画策定後の公表の重要性

- ・策定した学校施設の長寿命化計画については、校長等の学校教職員はもとより地域住民に対して積極的に公表し、情報共有を図ることが重要である。そのため、計画は簡潔でわかりやすい文章とし、データについてもグラフ化するなど地域住民に分かりやすい資料となるよう工夫することが重要である。
- ・公表・広報の方法としては、ホームページへの掲載や地域の広報誌等の活用、パンフレットの作成等が考えられる。
- ・併せて、学校施設を改築ではなく長寿命化することに対して理解を得るためには、改修後の学校施設の見学会を開催することも有効である。
- ・各地方公共団体が有する学校施設や財政の状況、今後の学校施設整備の方向性に対する地域住民の理解を促すことで、双方向のコミュニケーションが生まれ、結果的に学校施設整備に対する満足度も向上するものと考えられる。

(7) 本手引の目的

- ・本手引は、学校施設の長寿命化計画を策定する際の基本的な考え方や留意事項、計画に盛り込むべき事項等を示すとともに、押さえておくべきポイントや具体的な考え方等を解説することを目的としたものである。

(8) 適用の範囲

- ・本手引は、公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校を対象とするものである。ただし、本手引に示した考え方や解説等は、公立学校以外の文教施設においても参考とすることができるものと考えられる。

(9) 用語の定義と解説

- ・本手引における用語の定義と解説を以下に示す。

【基本的な用語】

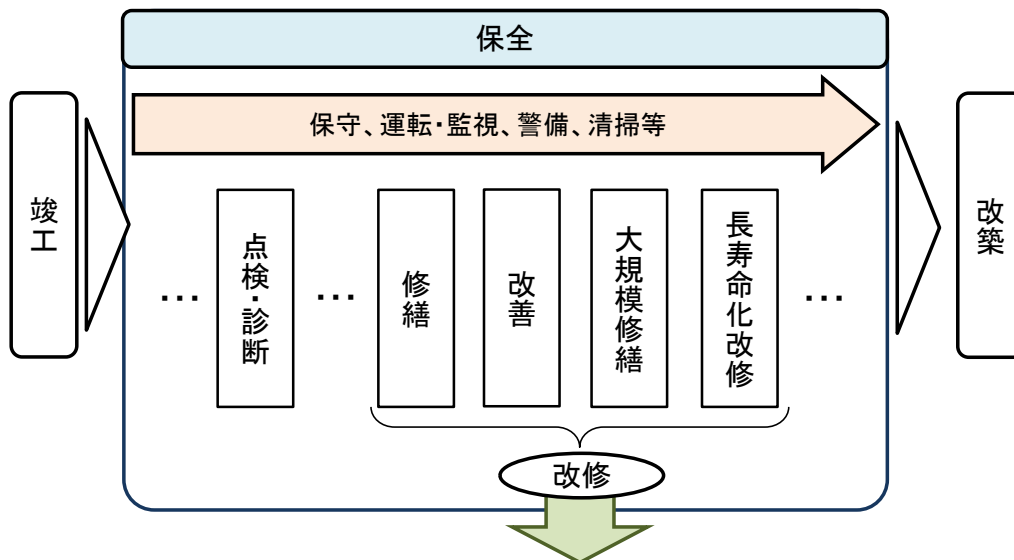
長寿命化	建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。
保全	建物や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。
予防保全	損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う、予防的な保全のこと。なお、あらかじめ周期を決めて計画的に修繕等を行う保全のことを「計画保全」という。
事後保全	老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。
維持管理	建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。なお、日常的に行われる点検や修繕等のことを本手引では「日常的な維持管理」という。
更新	既存の建物や設備を新しく改めること。建物の場合は、「改築」と同義ととらえてよい。
改築	老朽化により構造上危険な状態にあつたり、教育上、著しく不適当な状態にあつたりする既存の建物を「建て替える」こと。
改修	経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。
修繕	経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。
長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。
メンテナンスサイクル	定期的な点検・診断により施設の状態を把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の取組を継続的に実施すること。

【国庫補助関係】

大規模改造事業	文部科学省の学校施設環境改善交付金における対象事業の名称の一つであり、大規模な改修を行う事業を指す。
長寿命化改良事業	文部科学省の学校施設環境改善交付金における対象事業の名称の一つであり、長寿命化を目的とした改修を行う事業を指す。
改築事業	文部科学省の学校施設環境改善交付金における対象事業の名称の一つであり、改築を行う事業を指す。

【計画関係】

インフラ長寿命化基本計画	国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された基本計画。（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）
インフラ長寿命化計画 （行動計画）	インフラ長寿命化基本計画において、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするものとして策定することとされた計画。地方公共団体が策定する行動計画は「公共施設等総合管理計画」に該当するものである。
個別施設毎の長寿命化計画 （個別施設計画）	インフラ長寿命化基本計画において、各インフラの管理者が、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるものとして策定することとされた計画。本手引において、「個別施設」とは、各地方公共団体の「域内の学校施設」を指し、「学校施設の長寿命化計画」とはこの個別施設計画に当たるものである。



		改修の種類	
		部分	全体
原状回復	修繕	修繕	大規模修繕 ※1
	性能向上	改善	長寿命化改修 ※2

※1 文部科学省の学校施設環境改善交付金の事業名称としては「大規模改造事業」に当たる。
 ※2 文部科学省の学校施設環境改善交付金の事業名称としては「長寿命化改良事業」に当たる。

図表2 用語のイメージ

